

福島第二原子力発電所における I Dカード紛失事案について

2021年3月8日

東京電力ホールディングス株式会社

【報告日】

2021年2月17日

【概要】

社員による無効化済みの I Dカードの紛失事案が判明し、原子力規制庁へ報告

【経緯】

2021年2月16日、当社社員より会社に対し I Dカードを紛失した旨の報告があった。翌日、原子力規制庁へ口頭報告を行うとともに、F A Xによる情報提供を実施した。

なお、当該 I Dカードは防護区域（中央制御室を除く）まで入域可能であった。

また、2016年4月に1年以上実績のない I Dカードとして、入域できない措置（無効化）を実施済みである。

【参考】柏崎刈羽当社社員による I Dカード不正使用について

2

【報告日】

2020年9月21日（発生日は9月20日）

【概要】

中央制御室員 A（以下、「社員 A」）が同僚の中央制御室員 B（以下、「社員 B」）の I Dカードにより中央制御室へ入室した事案が判明し、原子力規制庁へ報告

【経緯】

2020年9月20日、社員 Aは自分のロッカーで保管しているはずの I Dカードを見つけられなかったため、同日（9月20日）勤務日ではなく、ロッカーが無施錠だった社員 Bの I Dカードを勝手に持ち出した。また、社員 Aは警備を担当している防護管理グループや中央制御室長へ紛失した報告を怠ったため、防護管理グループによる I Dカードの無効化がなされなかった。

社員 Aは、周辺防護区域の出入口にいる委託警備員に対して、社員 Bの氏名を名乗ったため、委託警備員は違和感を覚えて複数回 I Dカードと社員 Aを見比べたが、入域を止めるには至らなかった。また、防護区域の出入口においては、個人を特定する認証が複数回エラーとなったことを社員警備員 C（以下、「社員 C」）が確認しており、監視モニター越しに登録されている顔写真と見比べ、社員 Bと似ていないことに疑念を抱いたが、それ以上本人であることを確認せず、社員 Aに対し、周辺防護区域外に戻り、個人を特定するための識別情報を登録し直すように伝えた。

【経緯】（続き）

（個人を特定する認証でエラー発生時における登録方法を定めた社内規定がなかったため、社員Cの裁量により社員Aを社員Bであると判断した上で、委託警備員に対して登録を指示し、社員Bの I Dカードに社員Aの識別情報が登録された）

社員Aは、自分の識別情報を登録し直した社員Bの I Dカードを使用し、再度周辺防護区域通過を試みた。委託警備員も違和感を覚えて声を掛けたが、社員Bの名前を名乗ったことから入域を許した。

I Dカードの管理不徹底、社内規定の不備など一連の不正により、社員Aが、周辺防護区域及び防護区域を通過し、中央制御室まで入域することを許した。

なお本件が発覚した経緯は、社員Aが、勤務が終了した同日（9月20日）の夜に、社員Bのロッカーに I Dカードをそのまま戻した。翌日（9月21日）朝、社員B本人が勤務で入域しようとしたところ、防護区域の出入口において個人を特定する認証が複数回エラーとなり、その時間帯に社員Cが継続して勤務しており、昨日の登録の経緯から不審に思い、社員Bから事情を確認したところ、社員Aの I Dカードの不正使用が発覚した。

（不正使用が発覚した同日（9月21日）、警備を担当している防護管理グループが、原子力規制庁核セキュリティ部門に報告するとともに、社員Aの入域許可を停止している。また、社員Aの I Dカードは、前日（9月20日）夜にロッカー内で本人が見つけている）